

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第4回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年4月3日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時31分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
さ
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○議案第8号 一関市障がい者活躍推進計画の策定の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第9号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第10号 一関市議会議員選挙の執行期日について
○議案第11号 一関市長選挙の執行期日について
○議案第12号 一関市議会議員選挙と一関市長選挙を同時に行うことについて
○議案第13号 投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びイ

ンクの色について

- 議案第14号 選挙運動のために使用される自動車又は拡声機の表示板の地色及びインクの色について
- 議案第15号 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色及びインクの色について
- 議案第16号 選挙運動用ビラの証紙の地色及びインクの色について
- 議案第17号 標旗の地色及びインクの色について
- 議案第18号 該当演説用腕章の地色及びインクの色について
- 議案第19号 政治活動用自動車の表示板の地色及びインクの色について
- 議案第20号 政治活動用ポスターの証紙の地色及びインクの色について
- 議案第21号 政談演説会告知用立札及び看板の類の表示の地色及びインクの色について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 1人

委員長 開会

(報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

(報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 公職選挙法におきまして、選挙人名簿の抄本の閲覧は政治活動や世論調査、統計調査等を目的とした場合にできることと規定されています。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧状況につきましては、公職選挙法第28条の4第7項におきまして、少なくとも年1回公表することとされておりまして、その公表する内容は閲覧の年月日、申し出者の氏名、住所、利用目的の概要、閲覧に関わる選挙人の範囲とされておりまして、令和6年度の閲覧状況を公表し、報告するものがございます。

○ 2ページをご覧いただきたいと思います。令和6年度において閲覧の申し出が6件ございました。内容につきましてはこの表の欄外でございますけれども、政治活動に関するものが1件、それから世論調査に関するものが5件という状況でございます。

続きまして3ページの、報告第2号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」でございます。こちらにつきましても、選挙人名簿と同様にその状況を公表することということで公職選挙法に規定されているところでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。令和6年度におきましては、在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申し出は無かったところでございます。昨年度も申し出はなかったということでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第8号 一関市障がい者活躍推進計画の策定の専決処分に関し、

承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市障がい者活躍推進計画の策定について地方自治法施行令第137条第1項の規定により、委員会を招集するいとまがないと認め、3月21日付で専決処分をしましたので報告するものでございます。

専決処分した一関市障がい者活躍推進計画についてでございますけれども、7ページ以降にその計画を添付してございます。

資料には記載してございませんけれども、この計画は障がい者の雇用の促進等に関する法律第7条の3におきまして、地方公共団体の任命権者は、障がい者である職員の就業などにおける活躍の推進に関する取組について、計画を作成することが定められてございます。

現在の市の計画が令和6年度をもって終了しますことから、次期計画を市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局などの職員を対象に、各任命権者の連名で策定したものでございます。

それでは資料の9ページをご覧いただきたいと思います。計画の概要についてご説明いたします。

1、計画の趣旨でございます。この1の最後の段落になりますが、障がい者の雇用の促進に努めること、それから障がい者である職員の職場における更なる活躍の推進を図る、ということがその計画の趣旨でございます。

2の計画の期間でございますけれども、令和7年度から令和11年度までの5年間としてございます。

次のページの5、本計画における目標についてでございます。

(1)採用に関する目標でございますが、当市における令和6年度の障がい者雇用率は、このページの上の表に記載の通り、当市においては2.88ということで法定雇用率の2.80を上回っている状況でございます。目標といたしましては引き続き雇用率を法定雇用率以上というふうにしようとしてございます。

それから続きまして、(2)定着に関する目標でございますけれども、こちらにつきましては、不本意な離職者を極力生じさせないこ

ととしてございます。

(3)といたしまして、ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）に関する目標については、障がい者である職員が仕事にやりがいを感じ、いきいきと働くことができるかなどを把握するための面談の実施としてございます。

隣のページに、6 目標の達成に向けた取組ということで記載してございます。

(1)としましては、「障がい者である職員の活躍を推進するための体制整備」、(2)としまして「障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出」、(3)として「障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」、この3つを掲げておりまして、それぞれ具体的な内容については計画に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

委員長 議案に対する質疑

佐藤福委員 この中で教育委員会が入っていないようですが、これは別に計画を作るということですか。

菅野主任主査 部局ごとに任命権者が決裁しています。去年あった入札の改革本部の時みたいに連名で、合同で作ったような形になっています。

金今壽信委員 下のところに、教育委員会と入っていないから。

菅野主任主査 教育委員会は別枠となっています。

委員長 原案のとおり可決

(議案第9号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、令和7年4月1日現在におきまして、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものでございます。

資料の14ページをご覧いただきたいと思います。内訳でございます。公職選挙法第28条の規定によりまして、令和7年3月31日までに死亡したものが、男69人、女87人の計156人。転出後4か月を経過した者が、男42人、女45人の計87人で、今回抹消しようとするものでございますが、男111人、女132人の合計243人でございます。

これによりまして、令和7年4月1日現在の名簿登録者数につきましては、男44,367人、女47,096人の合計91,463人となります。

なお、今回抹消する者の詳細の名簿につきましては、会議開会前にそれぞれ委員の皆様にご確認いただいたところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第10号 一関市議会議員選挙の執行期日について)

(議案第11号 一関市長選挙の執行期日委について)

(議案第12号 一関市議会議員選挙と一関市長選挙を同時に行うことについて)

事務局長 議案の朗読(3件を一括審議)

○ 先ず議案第10号についてでございます。15ページをご覧いただきたいと思います。

公職選挙法第33条第1項の規定によりまして、一関市議会議員の任期満了による選挙につきましては、選挙期日を令和7年9月28日、選挙期日の告示を令和7年9月21日、選挙すべき議員の数を26人とするものでございます。

なお、現在の議員の任期満了の日でございますけれども、令和7年10月8日でございます。

○ 続きまして、議案第11号でございます。資料の方は16ページとなります。一関市長選挙の執行期日についてでございますけれども、同じく公職選挙法第33条第1項の規定によりまして、一関市長

の任期満了による選挙につきましては、選挙期日を令和7年9月28日、選挙期日の告示を令和7年9月21日にしようとするものでございます。任期満了の日につきましては、先ほどの市議会議員と同じく令和7年10月4日でございます。

- 続きます、議案第12号についてでございます。資料は17ページでございますが、公職選挙法第119条第1項の規定によりまして、一関市議会議員の一般選挙と一関市長の選挙は同時に行うこととするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

金今壽信委員 任期は7年の10月8日ということで、選挙期日を9月28日とする考え方について確認をしたいのですけれども。

事務局長 選挙期日については、任期満了日が10月8日ですので、その直前の日曜日となりますと10月5日が日曜日になりますので、この日も選挙期日の候補日としては検討したところでございます。

ただ10月5日から、当選者が決定してから任期満了の8日までの期日が3日程度ということで、事務方の当選者の方の当選後の任期に向けた準備等について、確実に行えるようにということで、その1週前の9月28日ということで想定したところでございます。

特に想定している部分といたしましては、一関市長選挙において市長が新しく就任される場合については、場合によっては事務引継ぎ等もございますので、そういった諸準備を行えるようにということで、想定したものでございます。

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第13号 投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びインクの色について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙、及び一関市議会議員選挙における投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びインクの色を定めようとするものでございます。

資料は18ページとなりますが、選挙ごとに、投票用紙・不在者投票用封筒についてそれぞれ、区分・地色・インクの色順で記載してございます。

1の市長選挙の投票用紙についてでございますけれども、一関市長選挙の記号式投票に関する条例により、期日前投票、不在者投票、及び点字投票を除き、投票用紙の候補者の上欄に○をつける記号式投票とされてございます。

この記号式投票に用いる投票用紙は、地色が白、それからインクの色が黒でございます。

続きまして期日前投票及び不在者投票における投票用紙は、地色が浅葱色、インクの色が黒でございます。

点字投票である旨の表示をした投票用紙につきましては、地色は浅葱色、インクの色は黒、それから点字投票である旨の表示は赤とするものでございます。

続きまして2、市長選挙の不在者投票用封筒でございますけれども、封筒の種類は一般用、郵便投票の本人用、それから代理記載人用の3種類ございます。地色についてはいずれも浅葱色、インクの色につきましては一般用が黒、郵便投票の本人用が青、代理記載人用が赤とするものでございます。

その下3、一関市議会議員選挙の投票用紙でございます。投票用紙については、地色は薄黄色、インクの色は黒。

点字投票の投票用紙につきましては、地色は薄黄色、インクの色は黒、点字投票である旨の表示は赤とするものでございます。

その下4、一関市議会議員選挙の不在者投票用封筒でございます。市長選挙と同様に3種類ございます。地色はいずれも薄黄色、インクの色は一般用が黒、郵便投票用が青、郵便投票の代理記載人用が赤とするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

佐藤福委員 不在者投票というのは用紙と封筒を一緒に渡すが、迷わないのかなと思うのですが。違う方に入れたということがないのかなと。効力は関係ないのでしょうか。

菅野主任主査 内封筒に入れ間違いしたときのことと思いますが、仮に入れ間違っても、投票箱に入れ間違っただのと同じ対応になります。

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第14号 選挙運動のために使用される自動車又は拡声機の表示板の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙運動において使用する、自動車及び拡声機の表示板について定めるものでございます。

自動車の表示板、拡声機の表示板ともに地色は白、インクの色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第15号 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、市長選挙及び市議会議員選挙の、選挙運動

のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色、それからインクの色について定めるものでございます。

地色については白、インクの色については黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第16号 選挙運動用ビラの証紙の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙運動用ビラに貼付する証紙について、その色を定めるものでございます。

市長選挙につきましては、地色は白、線の色は黄色、文字の色は黒。

それから市議会議員選挙につきましては、地色は白、線の色は薄桃色、文字の色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第17号 標旗の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、市長選挙及び市議会議員選挙において、街頭演説をする場合に表示する標旗の地色及びインクの色について定めるものでございます。

地色は白、インクの色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第18号 街頭演説用腕章の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、市長選挙及び市議会議員選挙において街頭演説をする際に、選挙運動に従事する者が着用することとなる腕章の地色及びインクの色について定めるものでございます。

地色については白、インクの色は赤とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第19号 政治活動用自動車の表示板の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 市長選挙の期間中につきましては、政治団体等の政治活動が公職選挙法第201条の9において、基本的には制限されることとなっております。ただ政治団体等の所属の候補者、または支援する候補者がいる場合については、一定程度認められてございます。

本案は、このように認められている政治活動に使用する自動車の表示板の色について定めるものでございます。

地色は白、それからインクの色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第20号 政治活動用ポスターの証紙の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、議案第19号と同様に市長選挙の期間中に、政治団体等が政治活動に用いるポスターを掲示するために、ポスターに貼付する証紙についてその色を定めるものでございます。

地色は白、インクの色は線の色は緑、文字の色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第21号 政談演説会告知用立札及び看板の類の表示の地色及びインクの色について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案はにつきましては、市長選挙の期間中に行う政談演説会の告知に使用する立札、及び看板の類の表示について定めるものでございまして、地色は白、インクの色は黒とするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

委員長 閉会

一関市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定により、ここに署名する。

委員長

委員

委員

委員